

議案第45号

加西市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

加西市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

加西市長 高橋晴彦

加西市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

加西市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年加西市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

条例内で引用する移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）の題名が改正されたことから、所要の改正を行うもの。